

電気事業託送供給等収支計算規則事業者設定基準届出書

企管発第3号

令和3年7月19日

経済産業大臣

梶山 弘志 殿

香川県高松市丸の内2番5号

四国電力送配電株式会社

取締役社長 横井 郁夫

電気事業託送供給等収支計算規則第2条第2項の規定により、別紙のとおり事業者設定基準を定めたので届け出ます。

(別 紙)

別表第1の9に規定する基準に代わるものとして設定した基準

1. 別表第1 9に規定する基準

7. の規定により作成された固定資産明細表及び8. の規定により作成された超過利潤計算書を基に、様式第1第6表により超過利潤累積額管理表を作成すること。

(様式第1第6表(記載注意)4)

一定水準額は、送配電部門に係る固定資産の期首と期末における帳簿価額(超過契約額に係る帳簿価額を除く。)を平均した額(以下「平均帳簿価額」という。)に託送供給等約款の料金を設定した際に算定した事業報酬率(平成24年7月25日以降改正法第1条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)第19条第1項の認可を受けた一般送配電事業者たる法人にあっては、改正法の施行の日の翌日以降に法第18条第1項の規定による託送供給等約款の認可があったとき、同条第5項の規定による託送供給等約款の変更の届出があったとき、又は法第19条第2項の規定による変更があったときまでの間は、直近の旧法第24条の3第1項の規定による届出に係る託送供給約款の料金を設定した際に算定した事業報酬率(以下単に「事業報酬率」という。)を乗じて算定すること。

2. 設定した基準

平均帳簿価額を算定する際の送配電部門に係る固定資産の期首における帳簿価額は、分社化に伴い承継した固定資産のうち送配電部門に係るものの帳簿価額とする。

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

2020年4月1日に四国電力株式会社から分社化したことに伴い、送配電部門に係る固定資産の期首における帳簿価額が零となっているが、一般送配電事業を継承したことに伴う四国電力株式会社からの資産承継が同日に行われたことを踏まえ、平均帳簿価額を算定する際の送配電部門に係る固定資産の期首における帳簿価額を、承継した固定資産のうち送配電部門に係るものの帳簿価額とすることがより実態を表すと考えられるため、上記基準によることとした。

(別 紙)

別表第1の10に規定する基準に代わるものとして設定した基準

1. 別表第1の10に規定する基準

供給計画により主要な送電線路及び変電所として届け出た設備（電源線及び前期以前に竣工済みとなったものを除く。以下この別表において「特定設備」という。）に係る投資額（当該特定設備の帳簿原価の事業年度における増加額をいう。）について、様式第1第7表により特定設備投資額明細表を整理すること。

2. 設定した基準

東京中部間連系設備の建設については、供給計画により届け出た設備に係る投資額に限定せず、関連して発生する工事として必要な投資額も当期投資額の対象とする。

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

東京中部間連系設備の建設については、供給計画により届け出た設備に係る投資のみならず、それに関連する投資も発生するが、いずれも、総合資源エネルギー調査会総合部会／地域間連系線等の強化に関するマスタープラン研究会の議論を踏まえて行われる投資であり、供給計画により届け出た設備に係る投資と、それに関連する投資を同一の整理とすることが合理的であるため、上記基準によることとした。